

大豆・麦等生産体制確立推進事業のご案内

米原市農業再生協議会では、新技術の導入やほ場条件の改善を行うことで大豆・麦の生産拡大と品質向上に取り組む農業者等に助成を行います。

○助成内容（助成は本年度のみですが、3年以上の取り組みを目標としてください。）

	対象者	取組内容	取組要件	助成率（円未満切捨）	上限額
大豆	H25年産大豆を出荷・販売する農業者	①水分計の導入	(1)概ね1ha以上作付していること（H24年産またはH25年産） (2)農作物検査に使用する機器で、10万円（税込）未満のもの	購入経費（税抜き）の4/5以内	76,000円
		②種子処理用殺虫殺菌剤の使用	新たに種子処理用殺虫殺菌剤を使用すること（H24年産に使用していないこと）	購入経費（税抜き）とH25年産大豆の作付面積に3,000円/10aを乗じた額を比較して少ない方の額の4/5以内	2,400円/10a
麦	H26年産麦を出荷・販売する農業者	③石灰資材の施用	(1)新たに石灰資材を施用すること（H25年産に施用していないこと） (2)肥料取締法に基づく肥料で、アルカリ成分40%以上を含有するもの (3)助成対象施用量は100kg/10aの範囲内	【苦土石灰（炭酸カルシウム肥料）】 購入経費（税抜き）とH26年産麦の作付面積に2,750円/10aを乗じた額を比較して少ない方の額の4/5以内	2,200円/10a
				【リン酸入り苦土石灰（混合リン酸入り肥料）】 購入経費（税抜き）とH26年産麦の作付面積に4,900円/10aを乗じた額を比較して少ない方の額の4/5以内	3,920円/10a

○注意事項

- ・すでに助成対象となる取り組みを実施している農業者等は、助成の対象外となります。
- ・取組計画の申請の承認日前に購入された資材等は助成の対象となりません。
- ・大豆資材（①・②）を優先して助成します。麦資材（③）については、大豆資材の助成額確定後、その予算残額で助成するため、対象者全員に配分できるよう助成率を引き下げることがあります。

○申請受付期間

大豆資材（①・②）：7月31日（水）まで
麦資材（③）：9月2日（月）から 9月20日（金）まで

○受付場所

市農政課または各庁舎自治振興課